

カードローン等規定改定のお知らせ

当行は、2022年12月1日よりカードローン等規定の一部を改定させていただきます。

改定後の規定は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

<主な改定内容>

- カードローン規定の即時支払の事由より「相続の開始があったとき」を削除
- カードローン規定の上記削除に伴い、相続開始時における新規貸越の停止に関する定めを追加
- 十六信用保証付ローンの保証委託約款における求償権の事前行使事由から「退職、罷免、もしくは死亡したとき」等を削除

1. 対象となるローン規定等

番号	貸出形式	商品名	対象となる規定等	改定箇所
1	証書貸付型 ローン	住宅ローン	十六信用保証 保証委託約款	第4条(求償権の事前行使) 1項
2		住宅ローン以外の有担保ローン		
3		十六マイカーローン		
4		十六教育ローン		
5		十六リフォームローン		
6		十六フリーローン		
7		じゅうろくDIYリフォームローン		
8	カードローン	カードローンプラス	カードローンプラス契約規定	第2条(取引期限) 3項
9		ニューマイカードローン(教育口)	ニューマイカードローン契約規定	第3条(取引期限) 2項 第9条(即時支払) 1項

2. 改定内容

- (1) 十六信用保証保証委託約款 第4条(求償権の事前行使) 1項 (住宅ローン、住宅ローン以外の有担保ローン、十六マイカーローン、十六教育ローン、十六リフォームローン、十六フリーローン、じゅうろくDIYリフォームローン)

改定前	改定後
保証委託約款(求償権の事前行使) 1. 私(連帯債務の場合は連帯債務者のいずれか)または連帯保証人が次の各号の1つにでも該当したときは、第2条による代位弁済	保証委託約款(求償権の事前行使) 1. 私(連帯債務の場合は連帯債務者のいずれか)または連帯保証人が次の各号の1つにでも該当したときは、第2条による代位弁済

<p>済前といえども求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①～⑧(略)</p> <p><u>⑨その他債権保全のため必要と認められたとき。</u></p> <p><u>⑩退職、罷免、もしくは死亡したとき。</u></p> <p><u>⑪書類の相違事項の記載が判明したとき。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>前といえども求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①～⑧(略)</p> <p><u>⑨書類の相違事項の記載が判明したとき。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>⑩ その他債権保全のため必要と認められたとき。</u></p> <p>2. (略)</p>
--	---

(2) カードローン規定 第9条(即時支払) 1項(ニューマイカードローン(教育口))

改定前	改定後
<p>カードローン規定(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がなくても、借主はこの取引による債務の全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。</p> <p>①～④(略)</p> <p><u>⑤相続の開始があったとき。</u></p> <p><u>⑥この契約等にもとづく義務に違反し、その違反がこの契約等の重大な違反となるとき。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>カードローン規定(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がなくても、借主はこの取引による債務の全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。</p> <p>①～④(略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>⑤この契約等にもとづく義務に違反し、その違反がこの契約等の重大な違反となるとき。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>

(3) カードローン規定 第2条(取引期限) 3項(カードローンプラス)

改定前	改定後
<p>カードローン規定(取引期限)</p> <p>1. この取引による当座貸越の取引期限は、この契約締結の日から3年後の最初の月末とします。ただし、月末が休日の場合は前営業日とします。</p> <p>2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 借主は銀行から前項の期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求められたときには、直ちにこれに応じます。</u></p> <p>なお、借主は、財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。</p> <p><u>4. 取引期限終了日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされたとき、または取引期限終了日の前日をもって借主の年齢が満65歳を超える場合は、次によることと</u></p>	<p>カードローン規定(取引期限)</p> <p>1. この取引による当座貸越の取引期限は、この契約締結の日から3年後の最初の月末とします。ただし、月末が休日の場合は前営業日とします。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>3. 借主について相続が開始した場合は、第1項の規定にかかわらず、借主の相続人等が新たな貸越を受けることはできないものとします。</u></p> <p><u>4. 借主は銀行から第2項の期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求められたときには、直ちにこれに応じます。</u></p> <p>なお、借主は、財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。</p> <p><u>5. 取引期限終了日の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされたとき、または取引期限終了日の前日をもって借主の年齢が満65歳を超える場合は、次によることと</u></p>

<p>します。</p> <p>①～③(略)</p>	<p>します。</p> <p>①～③(略)</p>
---------------------------	---------------------------

(4) カードローン規定 第3条(取引期限) 2項(ニューマイカードローン(教育口))

改定前	改定後
<p>カードローン規定<取引期限></p> <p>1. この取引による当座貸越の取引期限は、この契約締結の日から借主の子弟の卒業予定年の3月末日とします。(月末が休日の場合は前営業日とします。)ただし、取引期限終了日の前日までに、銀行が借主の子弟の在学を確認のうえ、2年間を限度に延長を認めることができるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 借主は銀行から前項の期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求められたときには、直ちにこれに応じます。なお、財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。</p> <p>3. 取引期限終了日の前日までに銀行から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次によることとします。</p> <p>①～④(略)</p>	<p>カードローン規定<取引期限></p> <p>1. この取引による当座貸越の取引期限は、この契約締結の日から借主の子弟の卒業予定年の3月末日とします。(月末が休日の場合は前営業日とします。)ただし、取引期限終了日の前日までに、銀行が借主の子弟の在学を確認のうえ、2年間を限度に延長を認めることができるものとします。</p> <p>2. <u>借主について相続が開始した場合は、第1項の規定にかかわらず、借主の相続人等が新たな貸越を受けることはできないものとします。</u></p> <p>3. 借主は銀行から第1項の期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求められたときには、直ちにこれに応じます。なお、財産・収入等について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。</p> <p>4. 取引期限終了日の前日までに銀行から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次によることとします。</p> <p>①～④(略)</p>

以上